

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子水鳥公園（以下「公園」という。） 米子水鳥公園ネイチャーセンター（以下「ネイチャーセンター」という。）
(2) 所在地	米子市彦名新田665番地
(3) 敷地面積	287,621.86平方メートル
(4) 主な施設内容	【公園】 つばさ池、とんぼ池、駐車場、倉庫、観察舎 【ネイチャーセンター】 観察ホール、展示室、事務室、会議室、視聴覚室等
(5) 構造	【ネイチャーセンター】 木造杉丸太半割葺2階建て
(6) 建築面積	【ネイチャーセンター】 974.10平方メートル
(7) 開館日	平成7年10月22日
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	公園及びネイチャーセンター（以下「指定管理対象施設」という。）は、市民の自然環境に関する意識の向上を図るため、設置した施設である。 本市のまちづくりビジョンでは、ラムサール条約登録湿地である中海とそこに生息する多様な動植物など豊かな自然環境の保全・再生と賢明な利用促進を図るため、米子水鳥公園を拠点とする環境学習の推進、中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究を行うこととしている。
(9) 施設の現状	【公園】 ラムサール条約登録湿地・中海の一角であり、コハクチヨウやカモ類等の野鳥の生息地として保護・管理し、水系循環システム等により公園内のつばさ池の水質の維持管理を行っている。 【ネイチャーセンター】 野生鳥類の観察、自然環境学習の拠点として、多くの市民等に活用されている。
(10) 施設の運営状況（令和元年度）の概要	ア 入館者数 22,830人 イ 利用料金収入額 1,924千円 ウ 主な事業 ・ 普及啓発事業 ・ 調査研究事業 ・ 広報活動 エ 管理運営費（支出額の合計） 44,698千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 指定管理対象施設の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

ア 樹木等の管理育成その他公園の保全

イ 施設等の保守点検、補修及び清掃

ウ 施設等の警備

エ 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、業務委託料等）の支払

イ ネイチャーセンターの施設等の利用に関すること。

ア 各種届出書の受付

イ 入館料及び年間パスポート券の代金（以下「入館料等」という。）の徴収、減額及び免除並びに還付

ウ 利用者の応接

ウ 指定管理対象施設の利用の促進に関すること。

ア 広報活動の実施

イ イベント等の誘致

エ 米子水鳥公園ネイチャーセンター条例第4条に規定する事業

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として館長1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び入館料収入等によって賄う。

(6) その他の条件

指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力を努めなければならない。